



八 監 第 2 6 1 号

令 和 6 年 1 0 月 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和5年度指定管理者監査（八千代未来創造グループ）の結果に
基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表につ
いて

令和5年11月2日付け八監第317号により提出した令和5年度指定管理者監査（八千代未来創造グループ）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

令和 5 年度指定管理者監査結果（令和 5 年 11 月 2 日付け八監第 317 号）

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
健康福祉課	指摘事項	ア ふれあいプラザ使用料の領収印について 【所見】 ふれあいプラザの使用料領収に係る領収印について、八千代市ふれあいプラザ使用料収納事務委託契約書（以下「契約書」という。）第 5 条の規定により、ふれあいプラザ使用料領収のために使用する印のひな型については別表のとおりとするとされているが、契約書別表にひな型の押印がされておらず、使用する領収印が明確にされていなかった。 今後は、適切な契約事務を行われたい。 【措置内容】 令和 6 年度の契約から、契約書別表にひな形の押印を明示し、使用する領収印が明確となるように改めました。 今後は、適切な契約事務を行ってまいります。
		イ 事業計画等に対する市の承認について 【所見】 指定管理者が実施する事業計画等については、八千代市ふれあいプラザの管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）第 30 条において年度事業計画書及び年度収支予算書（以下「事業計画書等」という。）、協定書第 31 条において年度自主事業計画書及び年度自主事業収支予算書（以下「自主事業計画書等」という。）を期日までに提出し、市の承認を得なければならないとされており、また協定書第 18 条において指定管理業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承認を得なければならないとされている。 しかしながら、事業計画書等及び自主事業計画書等並びに第三者委託に対する市の承認手続において、市が承認したことを示す書類が適切に整備されていなかった。 今後は、協定書に従い、適切な承認手続を行われたい。 【措置内容】 事業計画書等及び自主事業計画書等並びに第三者委託に対する市の承認手続について、令和 6 年度から、市が承認したことを示す書類として、承認に係る通知文書を指定管理者へ送付するように改めました。 今後は、協定書に従い、適切な承認手続を行ってまいります。

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
		ウ 年度決算報告書の計上誤りについて 指定管理者から提出された指定管理事業の令和4年度決算報告書において、令和5年3月分の経費の一部が未計上となっていた。 今後は、適切な指導監督を行われたい。 【措置内容】 今後は、指定管理者へ適切な指導監督を行い、再発防止に努めます。
	要望事項	ア 人件費の明確化について 【所見】 年度収支予算書及び年度収支決算書における人件費について、本部の運営等組織全体に係る業務を実施する際に要する費用（以下「本部経費」という。）が含まれており、内訳等の記載もなかったことから、施設の管理運営に係る直接的な費用である人件費と間接的な費用である本部経費とが混在し、人件費が明確になっていなかった。 このことから、八千代市指定管理者制度ガイドラインに基づき、施設の管理運営に係る直接的な費用と間接的な費用とを区分し、人件費が明確となるよう年度収支予算書及び年度収支決算書の記載方法の見直しについて検討されたい。 【措置内容】 収支予算書及び収支決算書における人件費について、指定管理者と協議を行った結果、令和5年度の収支決算書から、人件費と本部経費を分けて記載することとしました。 なお、令和6年度の収支予算書については、公募時に提出をすでに受けており、承認を行っていることから、従前の記載方法となっていますが、次期指定管理期間から、人件費と本部経費を分けて記載することとします。
八千代未来創造グループ	指摘事項	ア 年度決算報告書の計上誤りについて 【所見】 市へ提出した指定管理事業の令和4年度決算報告書において、令和5年3月分の経費の一部が未計上となっていた。今後は、適切な経理事務を行われたい。 【措置内容】 今後は、適切な経理事務が行われるように、指定管理者へ指導監督を行ってまいります。